

様式第十一号を次のように改める。  
様式第十一号 削除  
様式第十三号の次に次の一様式を加える。

卷之三

## 健保險限度額適用認定証

**健康保険限度額適用認定証**

平成 年 月 日交付

被 保 險 者	記 号	番 号	男 女
	氏 名		
適 用 對 象 者	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	男 女
	氏 名		
住 所	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	発効年月日	平成 年 月 日	
有 效 期 限	平成 年 月 日		
適 用 區 分			
保 險 者	所在地	保険者 番 名 及 び 印	

### 様式第十三号の二 (第一百三十二条の二関係)

整備機十四号 (機関) 摂津市「第42条」の規定「第1項第3号に掲げる者である場合は「C」と、  
同様」の規定による。  
整備機十四号 (機関) 摂津市「第42条」の規定による。

## (事業主の方へ)

- 1 健康保険法第3条第2項の規定による被保険者を使用する日ごとに、かならず、この手帳を提出させなければなりません。これに違反したときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
- 2 健康保険法第3条第2項の規定による被保険者を使用する日ごとに、次の区分により、支払う賃金に応じた等級の印紙をはり付けて消印してください。

(等級)	(賃金目額)
1	3,500円未満
2	5,000円未満
3	6,500円未満
4	8,000円未満
5	9,500円未満
6	12,000円未満
7	14,500円未満
8	17,000円未満
9	19,500円未満
10	23,000円未満
11	23,000円以上

- 3 印紙をはり付ける場合には、左ページの摘要欄により、介護保険第2号被保険者該当・非該当の別を確認してください。
- 4 消印は、あらかじめ地方社会保険事務局又は社会保険事務所に届け出た印ではっきりと割印してください。

## (事業主の方へ)

- 1 健康保険法第3条第2項の規定による被保険者を使用する日ごとに、かならず、この手帳を提出させなければなりません。これに違反したときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
- 2 健康保険法第3条第2項の規定による被保険者を使用する日ごとに、次の区分により、支払う賃金に応じた等級の印紙をはり付けて消印してください。

(等級)	(賃金目額)
1	3,500円未満
2	3,500円以上
3	5,000円以上
4	6,500円以上
5	8,000円以上
6	9,500円以上
7	12,000円以上
8	14,500円以上
9	17,000円未満
10	19,500円以上
11	23,000円以上

- 3 印紙をはり付ける場合には、左ページの摘要欄により、介護保険第2号被保険者該当・非該当の別を確認してください。
- 4 消印は、あらかじめ地方社会保険事務局又は社会保険事務所に届け出た印ではっきりと割印してください。

様式第十九号(1)を次のように改める。

健康保険印紙受払等報告書（介護保険第2号被保険者非該当者用）

この報告は、事実と相違ありません。

地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長

事業所  
名 所 在 地 名  
事 業 所 氏 名

(注) 健康保険公団の名前、保険者番号は 加入している健康保険組合等の本部の名前、保険者番号を記入すること。

備考 この用紙の大きさは、A3(4番)とする。

(印)○外事課

日曜水曜日 28月2年19平成

## 健康保険印紙受払等報告書(介護保険第2号被保険者該当者用)

様式第十九号(2)(第一百四十九条関係)

印紙購入 通帳番号	( 平 成 年 月 分 )			事業の種類	健康保険組合等 被保険者番号	名 称
健康保険被保険者証の記号						
	本月中の延人員	4月からの本月までの延人員	健 康 保 険 級別	前月実の本月に購入した本月中にはり本月実の4月から翌年3月までに現金給付保険料内附 印紙の付けた健康保険印紙の枚数の合計(貸与に即する保険料 支拂)		
適用除外	人	人	枚	枚	枚	枚
3,500円未満 (第1級)	人	人	枚	枚	枚	人日
4,500円以上 5,000円未満 (第2級)	人	人	枚	枚	枚	人日
5,000円以上 6,000円未満 (第3級)	人	人	枚	枚	枚	人日
6,000円以上 8,000円未満 (第4級)	人	人	枚	枚	枚	人日
8,000円以上 9,500円未満 (第5級)	人	人	枚	枚	枚	人日
9,500円以上 12,000円未満 (第6級)	人	人	枚	枚	枚	人日
12,000円以上 14,500円未満 (第7級)	人	人	枚	枚	枚	人日
14,500円以上 17,000円未満 (第8級)	人	人	枚	枚	枚	人日
17,000円以上 19,500円未満 (第9級)	人	人	枚	枚	枚	人日
19,500円以上 23,000円未満 (第10級)	人	人	枚	枚	枚	人日
23,000円以上 計 (第11級)	人	人	枚	枚	枚	人日
本月中に日雇特別被保険者に支払った賃金总额			現金給付保険料 (年内に即する保険料を含む)	本月中の現金給付保険料 支拂日数	左欄の4月から本月までの累計 (4月から翌年3月まで)	
備考						

この報告は、事業と相違ありません。

平成 年 月 日  
地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長職  
事業所 氏名事業所  
所在地  
事業所  
名  
電話番号(注) 健康保険組合等の名称・保険者番号は、加入している健康保険組合等の本部の名称・保険者番号を記入すること。  
事業主の押印については、署名(自筆)の場合は要しないものであること。

備考 この用紙の大きさは、A4判4番とする。



(三)

船員保險限度額適用認定證

(第四十七条ノ二)第六号様式(第五ノ二)六関係

**船員保険限度額適用認定証**

平成 年 月 日交付

被保険者	記号	番号	男女
氏名			
生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日	男女
氏名			
生年月日	昭和・平成	年 月 日	
適用対象者	住所		
猪玆年月日	平成	年 月 日	
有効期限	平成	年 月 日	
適用区分	保険者		
所在地	保険番号	名称	及び印
被保険者			

- 注意事項**

  1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
  2. この証によって入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理若しくは在宅早期医療総合治療（以下「入院療養等」という。）を受ける場合は、入院療養等を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
  3. 保険医療機関等について入院療養等を受けるときには、必ずこの証を被保険者証又は被扶養者証に添えてその窓口で渡してください。この場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
  4. 被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
  5. 老人保健の医療を受けることができるようになったときは、速やかにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
  6. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けれます。
  7. 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

**備考**

  1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
  2. この証は、対象者ごとにこれを作成すること。
  3. 「男女」欄は、該当しない文字を抹消すること。
  4. 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
  5. 適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第10条第1項第2号に掲げる者である場合は、「A」と、同項第1号に掲げる者である場合は、「B」と記載すること。
  6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

論考

1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横9ミリメートルとする。
  2. この証は、対象者ごとにこれを発行すること。
  3. 「男女」欄は、被保険者であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「対象者が被保険者であるときは、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
  4. 「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
  5. 適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第10条第1項第2号に掲げる者である場合は、「A」と、同項第1号に掲げる者である場合は「B」と記載すること。
  6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第六号ノ六中「第四十七条ノ二ノ七」を「第四十七条ノ二ノ八」に改め、同様式（裏面）備考中「第十条」の次に  
(厚生年金保険法施行規則の一部改正)  
第三条 厚生年金保険法施行規則（昭和十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のよう改正する。  
第十五条第一項 第十八条第一項 第十九条第一項 第十九条の一第一項及び第二十二条第一項中「正副」を削る。  
様式第七号（表題）を次のよう改め。

七  
九

**被保險者資格取得屆  
限生年金保險**

(表面)

樣式第七号(第十五条關係)

様式第十一号(表画)を次のように改め。即ち。

厚生年金保険

(表面)



(裏面)

## 注意事項

1. この証によって入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
2. 保険医療機関等について入院をするとき又は在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったとき、高齢受給者証の交付を受けができるに至ったとき、老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき、記載された適用区分に該当しなくなつたとき、この証の有効期限に至ったとき、又は世帯主が保険料(税)を滞納したため保険者が当該証の返還を求めたときは、直ちにこの証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出してください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

(表面)

## 国民健康保険限度額適用認定証

交付年月日 年 月 日

記 号		番 号
対象者用 世帯主 組合員	住 所	
		男・女
姓 名		男・女
生年月日		年 月 日
発効期日		年 月 日
有効期限		年 月 日
適用区分		
保険者番号並びに保険者の 名称及び印	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	

様式第一号(第17条の十四の一関係)

備考 1. この証は、対象者一人ごとに作成すること。  
2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号に掲げる者である場合は「A」と、同項第1号に掲げる者である場合は「B」と、同項第3号に掲げる者である場合は「C」と記載すること。

3. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとするること。
4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。